（仮称）もとぶオアシスブランドコンセプト策定及びデザイン制作業務
公募型プロポーザル実施要項

本要項は、令和 10 年度に開業予定の（仮称）もとぶオアシスブランドコンセプト策定及びデザイン制作業務の契約に先立ち、事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

1. 事業概要

（1）業 務 名　（仮称）もとぶオアシスブランドコンセプト策定及びデザイン制作業務
（2）履行期間　契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
（3）業務内容　別添「（仮称）もとぶオアシスブランドコンセプト策定及びデザイン制作業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、企画提案に応じて、本部町との協議により決定する。
（4）提案上限価格　1,760,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
② 国税及び地方税の滞納がない者
③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く）ではないこと。
④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくはその構成員又はそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
⑤ 公告日から契約締結日までのいずれの日においても、本部町から指名停止処分を受けていないこと。

3. 手続きのスケジュール

本業務に係る公募型プロポーザルの全体スケジュールは下記のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

項目	日程	備考
公募開始	令和 8 年 11 月 13 日（金）	
質問の受付期限	令和 8 年 11 月 18 日（水）	電子メールにて受付
質問への回答	令和 8 年 11 月 20 日（金）	ホームページに掲載
企画提案書の提出期限	令和 8 年 11 月 27 日（金）	※17 時締切
1 次審査の結果通知	令和 8 年 12 月 2 日（水）	3 者を超えた場合のみ

2 次審査結果の通知・公表	令和 8 年 12 月 4 日(金)	
契約予定時期	令和 8 年 12 月 7 日以降	

4. 質問の受付及び回答

・受付期間 ： 公告の日～令和 8 年 11 月 18 日(水)17 時まで

・提出方法 ： 指定の様式(様式 1)に記入の上、事務局あてに電子メール(件名:「【質問】(仮称)もとぶオアシスブランドコンセプト策定及びデザイン制作業務」)にて提出すること。

・回答方法 ： 受付期間内に受け付けた質問及びその回答については、質問者が特定されない形で、本部町ホームページに掲載する。

5. 提出書類

参加希望者は、以下の書類を指定の期限までに提出すること。提出方法は、8.問い合わせ先まで持参もしくは郵送での提出とする。※郵送の場合は 11 月 27 日(金)17 時必着

(1) 1 部作成するもの

① 企画提案書(様式 2)

② 参考見積書(任意様式)

上記 1(4)提案上限価格の範囲内で、本業務の経費(追加提案事項含む)に係る見積書を提出する。見積金額は消費税を含んだ金額とし、業務仕様書「4. 業務内容」の(1)～(4)ごとの内訳を記載すること。

③ 業務実績について証明できる資料

業務実績の確認のため、対象の業務ごとに契約書のかがみの写し等(業務名及び発注者名が確認できるもの)を添付すること(それぞれ最大 5 件まで)。

(2) 3 部作成するもの

次の①～④について、用紙は A4 判で、番号の順に編さんし、長辺綴じ、片面印刷とする。ページ番号を付記すること。

① 会社概要(様式 3)

② 業務実績(様式 4)

下記に示す業務実績があれば記入すること。(ア)及び(イ)は、上記 5(1)③の資料で確認する。

(ア) 過去 10 年度間(平成 29 年度～令和 8 年度)において、沖縄県内の自治体又は民間企業のブランディングに関連する業務の受注有無(最大 5 件)

(イ) 過去 10 年度間(平成 29 年度～令和 8 年度)において、沖縄県外の自治体又は民間企業のブランディングに関連する業務の受注有無(最大 5 件)

(ウ) 配置予定者(業務責任者及び主たるデザイナー)の同種業務の従事実績

③　企画提案（任意様式）

業務仕様書の内容を全て満たすものとし、次の項目を具体的に記載すること。

（ア）業務スケジュール（業務着手は任意の日で作成してよい。）１枚程度

（イ）業務仕様書「4. 業務内容」のうちから次について　各１枚程度

（1）ブランドコンセプトの整理・策定の手法

（2）ビジュアル・アイデンティティ（VI）の構築・制作における手法

（3）サインデザイン/グラフィックデザイン制作における手法

（ウ）その他、専門性を活かした独自の計画や工夫など　任意記載・1 枚程度

④　制作事例集（任意様式）

業務仕様書の内容に関連する制作実績を 5 件以内で記載すること。

6. 審査方法及び評価基準

提案者が 3 者を超える場合は第 1 次審査を経て第 2 次審査を行うものとし、3 者を超えない場合は第 2 次審査に進むものとする。

（1）1 次審査（2 次審査対象者の選定）

①　提案者が 3 者を超える場合、事務局が「（別紙 1）1 次審査及び 2 次審査における評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき審査し、2 次審査対象者を選定するものとする。

②　選定結果は、提案者全員に速やかに連絡する。

（2）2 次審査（選考の実施）

評価委員会を設置し、提出された書類により審査を行う。評価委員会は、課長または本町の職員の中から町長があらかじめ指定する 3 名をもって構成するものとする。

①　提案書の内容について、本業務の評価委員会が評価基準に基づき書面審査を行う。

②　上記①により最も得点の高かった提案者を委託予定者（優先交渉者）として選定する。選定結果は、2 次審査対象者全員に速やかに通知する。なお、選定結果についての質問は受け付けない。

③　委託予定者（優先交渉者）との契約が整わない場合は、評価委員会において、次点の提案者を選定する。なお、その場合の選定結果は、対象者のみに通知する。

7. その他

（1）契約書作成の要否　要

（2）企画提案書の作成等に係る費用は、提案者の負担とする。

（3）提出された企画提案書等については公表しない。

（4）契約を締結する際、企画提案書の内容によっては、改めて仕様書を作成し見積書の提出を求めることがある。

8. 問合せ先及び書類提出先

担当部署：本部町役場　企画商工観光課　重点政策班（担当:後藤）
所 在 地：〒905-0292　沖縄県国頭郡本部町字東５番地
電話番号：0980-47-2702　/　FAX 0980-47-4576
E-Mail：seisaku@town.motobu.okinawa.jp

以上